

## 資料-11 災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書 (マックスバリュ西日本)

たつの市(以下「甲」という。)とマックスバリュ西日本(以下「乙」という。)は、風水害・地震等の緊急時における被災者及び救助要員等に対する、食糧・物資の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、「たつの市地域防災計画」中食糧供給計画及び生活必需品供給計画に基づき、風水害・地震等の緊急時に、被災者救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

(緊急時の認定)

第2条 緊急時の認定は甲が行う。

(協力)

第3条 乙は、緊急時には甲の要請がなくても以下の内容について協力するものとする。

- (1) 店舗の早期開店
- (2) 食糧・物資の安定供給
- (3) 通常価格による販売

(食糧・物資の提供)

第4条 第3条に定めるもののほか、甲は乙に対して、調達を必要とする物資・日時・場所等を指示して、食糧・物資の提供を求めることができるものとする。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、食糧・物資の提供に努めるものとする。

(価格、請求及び支払い)

第5条 乙が甲に提供する食糧・物資の価格は、災害が発生した直前の標準価格とする。

2 乙は第4条の規定により、甲に対して食糧・物資を提供したときは、前項の規定に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

3 甲は前項の請求が乙からあったときは、速やかに代金を支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平素から「たつの市地域防災計画」をはじめ、甲の防災体制の状況、その他災害対策上必要な事項について情報交換に努め、緊急時に備えることとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は平成18年7月14日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに双方から何らの申し出がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

(疑義の解釈)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙 協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月14日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1  
たつの市  
たつの市長 西田正則

乙 姫路市北条口4丁目4番地  
マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役 藤本昭